

川崎市上下水道局貯水槽水道管理要綱

(平成22年3月31日 21川水工管第522号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市水道条例（昭和33年川崎市条例第18号。以下「条例」という。）第14条及び第15条並びに川崎市水道条例施行規程（平成22年水道局規程第1号。以下「規程」という。）第22条及び第23条の規定に基づき、貯水槽水道の管理等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 管理責任 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）

第34条の2第1項及び川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成7年川崎市条例第8号。以下「衛生条例」という。）第15条に規定する管理に関する義務をいう。

(2) 管理基準 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）第55条及び川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成7年川崎市規則第60号。以下「衛生規則」という。）第13条に規定する管理に関する基準をいう。

(3) 定期検査 法第34条の2第2項、省令第56条、衛生条例第16条第1項及び衛生規則第15条に規定する管理の状況に関する検査をいう。

(4) 届出事項 川崎市専用水道及び簡易専用水道事務取扱細則（平成3年川崎市規則第61号）第8条、第9条及び第10条並びに衛生条例第13条及び第14条並びに衛生規則第11条及び第12条の規定により届け出る事項をいう。

(指導)

第3条 条例第14条第1項に規定する指導は、貯水槽水道の設置者のうち、貯水槽水道の管理責任、管理基準、定期検査及び届出事項を認識していないもの又は貯水槽水道の管理等を怠っているものに対し、法令上義務付けられている事項を示すことにより行い、当該貯水槽水道の管理の充実について理解を得るものとする。

(助言)

第4条 条例第14条第1項に規定する助言は、貯水槽水道の管理が管理基準に比して不適正な貯水槽水道について、当該貯水槽水道の設置者に対し、次に掲げる事項を示し、貯水槽水道の管理の充実について理解を得ることにより行う。

(1) 汚水槽若しくは排水設備から受水槽若しくは高置水槽に汚水若しくは排水が流入していること又はそのおそれがあること。

(2) 受水槽又は高置水槽内に沈殿物等の異物があること。

(3) 給水栓における水の色、濁り、におい、味又は遊離残留塩素の濃度に異常があること。

(4) 受水槽の上部が清潔に保たれていないこと又は受水槽のマンホールの立ち上がり不十分であることにより、汚水が受水槽に流入するおそれがあること。

(5) 受水槽のマンホール、通気管等が著しく破損していることにより、汚水又は雨水が受水槽に流入するおそれがあること。

(勧告)

第5条 条例第14条第1項に規定する勧告は、前2条に規定する指導又は助言を行ったにもかかわらず、貯水槽水道の管理に関し改善がみられない場合において、当該貯水槽水道の設置者に対し、法第36条第3項に規定する措置の

指示、衛生条例第17条第2項に規定する措置命令等がなされる可能性がある旨を伝え、指導又は助言の内容について再度処置を勧め、又は、当該行為を促すことにより行う。

(水質検査)

第6条 規程第23条に規定する水質検査は、貯水槽水道の給水栓における水の色、濁り、におい、味又は遊離残留塩素の濃度について行う。

2 前項の検査を行った場合において、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要があると認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて水質検査を行うことができる。

3 前2項に規定する水質検査の結果の通知は、第1項の検査については口頭により、第2項の水質検査については書面により行うものとする。

(外観調査)

第7条 前条第1項の水質検査を行った場合において、管理者が必要があると認めるときは、当該貯水槽水道の設置者の同意を得た上で貯水槽水道の外観の調査を行うことができる。

2 前項の規定による調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 受水槽の周囲の状態
- (2) 受水槽の本体、上部及び内部の状態
- (3) 受水槽のマンホール及びオーバーフロー管の状態
- (4) 受水槽の通気管及び水抜管の状態
- (5) 給水管及び給水用具の状態

(準用)

第8条 管理者が特に必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者からの求めに応じて第6条第1項の水質検査を行うことができる。

(情報提供)

第9条 条例第14条第2項に規定する貯水槽水道の管理等に関する情報提供は、貯水槽水道の管理責任、管理基準、定期検査の受検義務、水質検査の結果等を知らせることにより行う。

(衛生行政との連携)

第10条 管理者は、貯水槽水道の管理等に関し、必要な業務が円滑に遂行できるよう衛生行政との連携を密にするよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。